

告示

埼玉県告示第七百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和四年七月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 都市計画の種類及び名称

川口都市計画道路三・五・九十七号大宮鳩ヶ谷線

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

川口市桜町一丁目、桜町六丁目、鳩ヶ谷本町一丁目、鳩ヶ谷本町二丁目及び

鳩ヶ谷本町三丁目の各一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県さいたま県土整備事務所、川口市都市計画部都市計画課

四 縦覧期間

令和四年七月十二日から令和四年七月二十六日まで